

◆高温乾燥・多雨対策について

1. かん水・排水

高温乾燥時は、果実肥大や日焼け軽減にかん水は重要。多雨時には、根傷みなど樹体や果実に影響が大きい
ため、排水が重要になる。

りんご、ぶどう、なしは、乾燥や多雨によって、葉やけが発生する事がある。特にりんごわい性台樹では、
根域が狭く影響を受けやすい。ぶどうは、果実肥大期以降、水分ストレスで縮果症が発生しやすくなる。核
果類（もも・杏等）は、成熟・着色の遅延、多雨では成熟が進むといった影響がでる。

1) ほ場の水分状態、土壌条件に合わせて、適宜かん水を行う。

かん水設備の無い場合は、土の湿潤状況を調べ、かん水が必要な場合は、樹冠下を中心にほ場面積の
60%程度を目安として散水する。かん水後は、蒸散防止のため、敷きわら、マルチ等を行う。かん
水量の一般的な目安は、第1表の基準を参考とする。

第1表 かん水量とかん水間隔の基準

土 壌	1回のかん水量	かん水の間隔
粗粒質	20mm	4日
中粒質	30mm	7日
細粒質	35mm	9日

2) 水が溜まる所は排水を図り、長雨に備えて圃場周囲に明きよ・暗きよ等の排水対策を行なう。

2. 日焼け対策と新梢管理

1) 樹体の主枝、亜主枝等、骨格枝の背面部は、日焼けが発生しやすい。徒長枝は全て切らずに、間引く か、30cm程度残して切除して、「日除け」枝を設ける。葉がない部位は、白塗剤、稲わら、段ボール 等で日除け対策を実施する。

新梢整理、日焼け果の発生しやすい南西方向の樹冠外部の剪除量を減らす。

ぶどうは、縮果症の発生防止のため、水まわり期の直前では、急激に着果量を減らす摘房・摘粒や、
強い新梢管理は控える。

2) 園の南～西側の樹体を白い寒冷紗等で覆うと、日焼け果の発生が軽減される。

設置期間は、気温が低下し始める9月頃までとする。

ぶどうは、袋かけと笠かけを同時に行う。なお、日当たりのよい箇所では遮光率の高いクラフト笠な
どを用いる。

3) 着色管理を行う場合は、シルバーマルチが高温になりやすいので、タイベックなどに変更し使用する。 ももは、日焼け果の発生が心配される場合は、除袋する2～3日前に袋の下部を破り、外気温に馴ら し、果実温が上がってから除袋をする。また、ピーチ袋等のワックス袋は、日射により、高温障害が 発生する場合がある。高温が続く場合は、ワックス袋の下部を上げるか、袋を外すなどして対応する。

4) 草刈りを適度に行う。土は露出させないように刈り込み、土壌水分の蒸散を防ぐ。

3. 病害虫

1) ハダニ類は、梅雨明け後から発生が多くなると予想される。定期散布に殺ダニ剤が入る場合は、散布 量をしっかりと入れ、ムラなく散布する。

2) 曇天多雨で病害発生が増加する。適切な薬剤防除と耕種的防除の徹底に努める。

◆鳥害対策について

1. 物理的に侵入を防ぐ対策

1) 防鳥網：対象とする鳥によって目合いが変わる。

2) テグスによる侵入阻害：カラスには比較的効果的。

2. 追い払いによる対策

- 1) おどかして追い払う器具：爆音機、聴覚刺激をする音声再生装置、カイト、かかしなど。
永続的な効果は無い 設置場所、器具種類を頻繁に変える。
- 2) 人手による追い払い：ロケット花火・エアソフトガン。人が直接的に威嚇するため、慣れの起こる可能性は少ない。

3. 生息環境管理

- 1) 残渣を片付ける。食べさせない。
- 2) 止まり場、潜み場をなくす。

4. 注意点

- 1) 音の鳴るものは、周辺環境に配慮し、条例等を守って使用する。
特に爆音機は、設置期間を収穫期等に限定した必要最小限の使用に留めるとともに、設置について事前に近隣住民に知らせるなど、近隣住民の生活環境に十分配慮して使用するよう心掛ける。
- 2) ロケット花火は、爆薬10g以下の200個以下であれば消費の許可は不要だが、火災を起こすことのないようにすると共に、人のいる方向に打ち上げることないようにする。

◆シンクイムシ対策について

シンクイムシ類は、果樹において果実害等大きな問題となり、農家の収入に大きな影響を及ぼす。

特にスモモヒメシンクイは、発生源の一つとして、自家用等に園地のプルーン・スモモや庭先に植えられているハナモモ・ボケからも飛来する。発生源にならないよう管理すると共に、近隣に管理不徹底の樹がある場合は声掛けをし、適正管理を促す。対策と被害果の処理方法は、前回情報No.5参照。

◆農作業に係る留意事項について

1. 農機具利用の際は、騒音に注意する。特に早朝等に注意する。
特に爆音機は、長野県の条例により、住居から直線距離にして200メートル未満の位置で使用しないこと。早朝及び夜間には、使用しないこととなっている。
2. 長野市では、廃棄物の野外焼却は禁止されている。例外として、農業者が行う稲わらや剪定枝等の焼却など認められているが、不要な野焼きはしない。住宅地等が近い場合は、隣近所に声をかけ、あらかじめ了解を得る等の配慮をする。天候や風向きに注意し、風の強い日には焼却しないといった点に配慮し、消防書への届け出を必ず行い適正な処理をする。
3. 農薬散布は、隣近所・園主に声をかけ、農薬飛散しないよう、時間帯や風向きに注意し、住宅・駐車場の車・洗濯物、河川、畜舎に注意するとともに、他の作物に薬液が掛からないように十分注意する。
農薬の調合液を作る時は、希釈倍率と使用量を守るとともに、調整液が残らないように必要量だけ調整する。やむを得ず残ってしまった調整液や散布器具を洗浄した液は、散布ムラの調整等に利用し河川には絶対に流さない。
なお、散布者自身の健康のため、マスク・カップ等装備をし、適切な対策を図る。
4. 農業用ビニール・ネットが強風等、飛散しないように管理する。
5. 車両運転などの際は、道路状況に注意し脱輪や転落などならないようにする。また、荷物を積む場合は、荷崩れにならないようロープ等でしっかり固定する。走行の際に、新聞紙やウレタンなどが飛散しないようにする。多くの車両などが出入りする場所は特に注意し、事故等ないようにする。
6. 農産物・資材・車両等の盗難に気を付ける。鍵のかかる場所に保管する。必ず施錠をする。